

# 令和7年度 事業報告

公益財団法人がん研究振興財団

## 令和7年度 事業報告

### I 公益目的事業の実施状況

- 当財団の公益目的事業は、  
「がんに関する研究の助成・若手研究者の育成、がん研究に関する国際協力・国際交流・国内外諸団体との連携及び協力等を行うとともに、国民に対してがんに関する情報発信を行う事業」  
であり、この公益目的に基づき、令和7年度事業を以下とおり実施した。

#### 1. 研究助成事業 2, 360万円

##### (1) がん研究助成 2, 250万円

令和7年度から、それまでの「がん研究助成金(A)」「がん研究助成金(B)」「がん研究助成金(C)」「(HOPE 事業)TR 若手研究者教育事業」について、「がん研究助成金Ⅰ」「がん研究助成金Ⅱ」への見直しを行った。

##### ① がん研究助成金Ⅰ（基礎・臨床研究分野） 2, 000万円

若手研究者が主体的に実施する、がんの本態解明を含む基礎研究からシーズの実用化に向けた応用研究、がん診療の現場における臨床研究、トランスレーショナル研究に至るまでの幅広い研究分野への助成を行った。

採択件数 20 件 1 件当たり 100 万円 \*申請件数：86 件

##### ② がん研究助成金Ⅱ（実務型研究分野） 250万円

がんサバイバーの療育支援をはじめ、日常生活の療養上の具体的な問題解決を目的とした研究課題への助成を行った。

採択件数 5 件 1 件当たり 50 万円 \*申請件数：50 件

##### (2) 海外派遣研究助成 110万円

国際的視点から、がん医療・研究の向上ならびに人材の育成を図ることを目的に、若手研究者が行う海外での研究成果の発表、研究に関する協議などに必要な助成を行った。

採択件数 6 件 1 件当たり 20 万円 \*申請件数：18 件

### 【公益目的事業のチェックポイントとの適合性】

※事業区分：(14)助成(応募型)

#### (1) 不特定多数者の利益増進への寄与

- ・がん研究への支援を通じて不特定多数者の利益に寄与することを目的とする事業であり、財団 HP において事業目的を公表している。

(2) 応募機会の公平性（一般に開かれているか）

- ・公募方式であり、応募機会の公平性を確保している。

(3) 選考の公平性・専門家の関与

- ・選考審査はがん医療やがん研究などの専門家で構成された委員会を設置し行うことで専門性を確保し、客観的かつ適切な選考を行うことができるようにしているとともに、個別の申請書選考に当たっては、利害関係者を排除した上で行っており、選考の公平性は確保されている。

(4) 助成者や助成内容の公開、報告書徴取

- ・助成した対象者や研究計画等内容は、財団 HP や機関誌に掲載し公表することで透明性を確保するとともに、研究成果等報告書の提出を助成に当たっての条件としており、当該報告書も財団 HP にて公表している。

---

**2. 関係団体助成事業**

**100万円**

世界、アジア等のがん対策に貢献するため、UICC（国際対がん連合）の事業に対して協力助成を行った。

**【公益目的事業のチェックポイントとの適合性】**

※事業区分：(20)19 事業区分非該当事業

(1) 不特定多数者の利益増進への寄与

- ・本事業は、国際対がん連合(UICC)が行う国際がん会議開催等の事業への協力助成を通じて、全世界において急増し、健康及び経済上の深刻な社会問題となっているがん制圧を目的とするものであり、国内外の不特定多数者の利益に寄与することを目的としている。

(2) 事業内容等の合理性・合目的性

- ・国際対がん連合（UICC）日本委員会は、日本の主要ながん専門学会、がんセンター、研究所、研究基金、病院など 30 団体が参加し活動しており、この活動への協力助成を通じて、我が国のがん予防・診断・治療に係る研究の進展に寄与するものである。目的を達成するための本事業の内容及び手段は合理的であり、当財団の公益事業を達成するに当たっても合目的的である。

(3) 業界団体の販売促進や共同宣伝とはなっていないか

- ・本事業は国内外の不特定多数者の利益に寄与することを目的としているものであり、特定の業界団体の販売促進や共同宣伝を目的とするものではない。

---

**3. がん情報提供支援事業**

**1,300万円**

患者にとって理解が難しいがん治験情報について、国（厚生労働省）が運営する「臨床研究等提出・公開システム」（JRCT）から、患者が必要とする情報を抽出するとともに、分かりやすい治験概要や治験薬作用機序情報を加え提供する「患者本位のがん治験情報サイト」を運営している。

新規取得治験情報を踏まえ定期的に更新を行うとともに、公開に当たっては、がんや治験の専門家、法曹関係者、患者側立場の者等による検証を行うなど、がん患者の立場に立った分かりやすいがん治験情報の提供を行っている。令和3年10月サイト開設からの総延アクセス件数は136.9万件超となり、総アクセス人数は14.6万人超となっている（令和8年4月末）。

また、検索画面を簡潔なフォームとするなど見直しを行うことで、利用者にとってより利便性の高い検索サイトとしている。

### 【公益目的事業のチェックポイントとの適合性】

※事業区分：(20)19 事業区分非該当事業

#### (1) 不特定多数者の利益増進への寄与

- ・本事業はがん治験情報を必要とするがん患者やその家族等に、分かりやすいがん治験情報を提供することを目的とするものであり、不特定多数者の利益に寄与している。
- ・また、がん患者が分かりやすい治験情報を入手することを通じて、がんに係る治験が活性化し新薬開発の促進が期待されることは、多くの国民の利益に繋がるものであり、この点からも不特定多数者の利益増進に寄与する事業であるといえる。

#### (2) 事業内容等の合理性・合目的性

- ・国（厚生労働省）が管理運営する「臨床研究等提出・公開システム」（JRCT）の情報に基づき、がん患者等にとって優先度の高い情報を抽出し分かりやすい概要等と併せてがん治験情報を提供するものであり、検索画面もフリーワード検索が行えるようにするなど、患者等が利用しやすいものとしている。
- ・がん患者等に対し分かりやすい治験情報の提供が求められている中、本事業の内容及び手段は合理的であり、当財団の公益事業を達成するに当たっても合目的的である。

#### (3) 業界団体の販売促進や共同宣伝とはなっていないか

- ・事業実施に当たっては、がんの専門家等による委員会を設置し、提供するがん治験情報の正確性や法的問題などをチェックしている。また、本事業は不特定多数者の利益に寄与することを目的としているものであり、特定の業界団体の販売促進や共同宣伝を目的とするものではない。

## 4. がん研究シンポジウム等の開催

360万円

最新のがん研究の成果やがんサバイバー支援のための研究成果を広く普及し、がん対策に関する啓発を行うことを目的に、シンポジウム等を開催した。

- ① がんサバイバーシップ研究成果発表会・セミナー（厚生労働省後援）  
令和8年2月18日（第1部 研究成果発表会・第2部 研究セミナー）  
テーマ：「がんサバイバーが地域で活用できる社会資源」  
参加申し込み：280名

- ② がん研究シンポジウム（厚生労働省後援）  
令和8年3月19日  
テーマ：「ゲノム医療が生み出す新しいがんの予防と医療」  
参加申し込み：400名

### 【公益目的事業のチェックポイントとの適合性】

※事業区分：(20)19 事業区分非該当事業

(1) 不特定多数者の利益増進への寄与

- ・本事業は、がんの基礎研究やサバイバーシップ支援に係る研究の成果などを、誰もが参加可能なシンポジウムやセミナー開催を通じ提供しているものであり、不特定多数者の利益に寄与することを目的としている。

(2) 事業内容等の合理性・合目的性

- ・がん研究助成で得られた成果や最新の知識などを、誰もが参加可能なシンポジウムやセミナー開催を通じ普及啓発を行うものである。また、シンポジウム等の開催に当たっては、がん研究やがん医療の専門家等が参画し、その内容・質は担保されていることから、本事業の内容及び手段は合理的であり、当財団の公益事業を達成するに当たっても合目的的である。

(3) 業界団体の販売促進や共同宣伝とはなっていないか

- ・本事業は不特定多数者の利益に寄与することを目的としているものであり、特定の業界団体の販売促進や共同宣伝を目的とするものではない。

## 5. 出版・広報活動事業

3, 820万円

がんに関する統計、がん関連の各種パンフレット、財団機関誌の作成・配布により、がん研究や予防に関する情報発信を行った。

- ① がんの統計（2025年版） 190万円  
配布先：都道府県（衛生主管部）、市区町村（健康増進課）、保健所、  
全国がん診療連携拠点病院、NC・国立病院、医学部設置大学、  
寄付企業、寄付者、企業、個人等  
配布数：2千部

② がん関連冊子・パンフレット	360万円
・ がんを防ぐための新12か条ハンドブック・パンフレット	7,700冊
・ がん治療中の食事サポートブック	3,300冊
・ 知っておきたい放射線治療	4,800冊
・ がん治療前の食事のヒント	1,400冊
・ がん治療と食生活	3,300冊
・ がんターミナル期をご自宅で過ごす方の生活と食事	3,000冊

配布先：全国各病院、患者・家族、寄付者、企業、個人等

配布数：累計2.3万部

※「がんを防ぐための新12か条ハンドブック・パンフレット」については、最新のがん予防情報を反映した改訂版（Ver.3）を作成

③ 宝くじ冊子	3,270万円
・ あなたと大切な家族のために やさしいがんの知識	
・ がん検診	
・ がんと告知された小児・AYA世代の方がまず始めに手に取るパンフレット	

配布先：全国教育委員会、公立図書館、保健所、全国がんセンター協議会、がん診療連携拠点病院、NC・国立病院、市区町村、寄付者、企業、個人等

配布数：累計311万部

### 【公益目的事業のチェックポイントとの適合性】

※事業区分：(20)19 事業区分非該当事業

#### (1) 不特定多数者の利益増進への寄与

- ・ 本事業は、冊子・パンフレットの配布等を通じて、がんの現状や基礎知識、予防等に関する情報を分かりやすく提供するものであり、不特定多数者の利益に寄与することを目的としている。

#### (2) 事業内容等の合理性・合目的性

- ・ 広く国民に対して、がん予防やがんの正しい知識の普及を図るため、各種冊子の発行や財団HPへの掲載、財団機関誌の発行等による情報発信を行うものである。また、冊子等の制作に当たっては、がん研究やがん医療の専門家等が参画し、その内容・質は担保されていることから、本事業の内容及び手段は合理的であり、当財団の公益事業を達成するに当たっても合目的的である。

#### (3) 業界団体の販売促進や共同宣伝とはなっていないか

- ・ 本事業は不特定多数者の利益に寄与することを目的としているものであり、特定の業界団体の販売促進や共同宣伝を目的とするものではない。

## II 運営体制の充実を図るための取組

### 1. 外部理事選任について

- ・当財団は、理事9名のうち8名を外部理事（当法人の業務執行理事若しくは使用人でなく、かつ就任前10年間にこれらの地位にあつたことがない者で、当法人の設立者にも該当しない者）で構成しており、特定の関係者による法人運営の私物化を防止するとともに、多様な外部の視点を反映した自律的かつ透明性の高いガバナンス体制を確保している。
- ・また、当財団はがん研究の推進という専門性の高い公益目的事業を行う法人であることから、外部理事については、がん研究領域に関する知見を有する専門家を中心に選定を行っている。これにより、事業運営の専門性を担保しつつ、公益目的の実現に資する観点から、客観的かつ適切な意見を得られる体制としている。
- ・なお、理事構成については、職種・年齢・性別などのバランスを考慮した見直しを行うこととしている。

### 2. 外部理事・監事への情報提供について

- ・理事会等で使用する資料については、決議に当たっての直接的な内容を記した資料とは別に、決議の背景などに係る参考資料を添付し説明するなど説明資料の充実を図るとともに、財団機関誌を全外部理事に送付するなど情報提供の充実に努めている。

### 3. 評議員の選任について

- ・評議員の選任は、次の5名で構成される「評議員選定委員会」で行っている。
  - ①評議員1名、監事1名、事務局員1名
  - ②現在及び過去において、本財団又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む）の業務を執行する者又は使用人、並びにこれらに該当する者の配偶者等ではない外部委員2名
- ・また、理事会等が評議員候補を推薦する場合は、当該候補者の経歴や、当財団及び役員との関係の他、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員選定委員に説明することとなっているなど、理事等からの実質的な影響力行使を排除した評議員選任の仕組みとなっている。

### 4. その他の取組

#### (1) 外部弁護士によるハラスメント等相談・通報窓口の設置

- ・コンプライアンス強化対策として、外部弁護士を窓口とするハラスメント等の相談・通報窓口を令和6年7月から設置・運営している。
- ・これは、同僚等の行為に、ハラスメント等コンプライアンス上の問題があると感じた職員は、「相談シート」（定型様式）に基づきメールや電話等で通報を行

うものである。通報を受けた外部弁護士は、コンプライアンス上問題があるか及び個人情報に配慮のうえ、役員に情報共有する仕組みとなっている。

- ・これにより、通報者の心理的負担を軽減するとともに、事案について外部弁護士による客観的判断を行うことが可能となり、職場環境が悪化するリスクを低減する効果が期待できる。

## (2) 特定個人情報等取扱規程の整備

- ・当財団が取り扱う特的個人情報等の適正な取扱いを確保するため「特定個人情報等取扱規程」を整備し、運用している（平成27年11月1日施行）。
- ・当該規程は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、個人情報等の定義、当財団が個人番号を取扱う事務の範囲、組織体制、特定個人情報の利用・保管・提供・開示などで構成しており、特定個人情報取扱いに起因して発生するリスクを低減する効果が期待できる。